

香南市 補助金ハンドブック

～地域のため あなたのために 活用してください～



令和7年度版 香南市役所作成
(令和7年4月1日現在)

地域を応援します

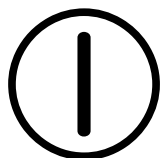
①香南市地域活性化総合補助金	1ページ
③香南市恋い・めぐりあい応援事業費補助金	2ページ
④香南市防犯灯設置事業費補助金	3ページ
⑤香南市集落公民館建築事業費補助金	4ページ
⑥香南市地域敬老式補助金	5ページ
⑦香南市古紙等集団回収奨励金	15ページ
⑨香南市ごみ集積所設置整備事業補助金	16ページ
⑫香南市産業振興計画推進事業費補助金【拡充】	21ページ
⑫香南市みんなで備える防災総合補助金	22ページ
⑭香南市土地改良補助金【拡充】	25ページ
⑮日本型直接支払制度	26ページ
⑯香南市文化財保護補助金	27ページ



あなたを応援します

②香南市市民主役のまちづくり支援事業費補助金	2ページ
⑦香南市空き店舗等対策事業費補助金	6ページ
⑧香南市空き家改修事業費等補助金	6ページ
⑨新築住宅取得支援事業費補助金	7ページ
⑩香南市住宅リフォーム補助金	8ページ
⑪香南市引越し支援事業補助金	9ページ
⑫こうち出会いサポートシステム入会登録料補助金【新規】	10ページ
⑬結婚新生活応援事業費補助金	11ページ
⑭香南市不妊治療費助成事業	12ページ
⑮香南市アピアランスケア用品購入補助金	13ページ
⑯香南市骨髓移植促進事業補助金	14ページ
⑰香南市生ごみ処理機購入事業費補助金	15ページ
⑱香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	16ページ
⑲香南市住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金【新規】	17ページ
⑳香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金	18ページ
㉑香南市地域猫活動推進事業費補助金【新規】	18ページ
㉒香南市浄化槽設置整備事業補助金	19ページ
㉓香南市未来人材育成奨学金返還助成事業【拡充】	20ページ
㉔香南市家具転倒防止等対策事業【拡充】	22ページ
㉕コンクリートブロック塀耐震対策事業	23ページ
㉖老朽住宅等除却事業	23ページ
㉗住宅耐震改修費補助事業	24ページ
㉘危険廃屋解体撤去事業	24ページ
㉙香南市有害獣被害防止事業費補助金	25ページ
㉚香南市スポーツ振興人材育成事業費補助金	27ページ
㉛自転車用ヘルメット購入補助金	28ページ
【参考】町内会加入促進について	29ページ
自治会等に関する業務担当課連絡先	30ページ





香南市地域活性化 総合補助金

まちづくり協議会・自治会・自主防災組織・健康を守る会を組織し、地域住民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対し、補助金を交付します。活動内容は、会議、地区内の清掃活動、文化芸術活動、自主防災活動、健康増進活動、レクリエーション等の世代間交流活動などがあります。

問い合わせ

赤岡支所	Tel 55-3111
香我美支所	Tel 55-2111
夜須支所	Tel 55-3141
吉川支所	Tel 55-3121
地域支援課	Tel 57-8503
防災対策課	Tel 57-8501
健康対策課	Tel 50-3011

【補助対象団体】

まちづくり協議会、自治会、自主防災組織、健康を守る会

【補助対象事業】

- ①役員会手当…企画立案などの役員会の手当として1人1,000円まで
- ②環境美化活動…一斉清掃時などの軍手、飲み物、機材借上料など
- ③緑化活動…種苗代、肥料代、プランターなどの購入費
- ④地域独自の活動…料理教室、餅つき、夏祭りなどの準備・材料代
- ⑤防犯灯電気料…自治会傘下の地域管理の防犯灯分（修繕除く）
- ⑥自主防災活動…各種訓練の経費、防災資機材や備蓄品の購入費
- ⑦健康増進活動…ホウ酸団子づくり材料代、講習会の講師謝金など
- ⑧自治会活動保険への加入…自治会行事に対する保険代

※他の補助金等の交付を受けるもの又は賃金及び食料費等は、

補助対象外とします

※①⑤⑧については自治会・協議会に限ります



【補助限度額】

協議会…4,000円×加入世帯数（自治会、自主防災組織、健康を守る会を含む）

協議会がなく自治会のみ地区…2,000円×加入世帯数（自主防災組織、健康を守る会を含む）

自主防災組織のみ地区…1組織 3万円以内

健康を守る会のみ地区…300円×加入世帯数

※加入世帯数とは、町内会または常会等に参加する世帯数

【補助率】補助対象経費の10割以内

※防犯灯電気料は補助金額の8割以内

【申請期間】随時受付。補助決定後、代表者に通知

【申請書】各支所・地域支援課

防災対策課（自主防災組織のみ地区）

健康対策課（健康を守る会のみ地区）



② 香南市市民主役のまちづくり 支援事業費補助金

市民自らがまちづくりについて考え、自らの手でよりよいまちづくりを進めていこうとする活動に対し、補助金を交付します。

問い合わせ
地域支援課
Tel 57-8503

【補助対象団体】 香南市に在住している3人以上の活動者を含む各種団体・市民グループ
※事業者が児童及び学生で構成する団体の場合は香南市在住者1人以上を含む3人以上の団体（担当の教職員が当該団体の代表を務めるものに限り）

【補助対象事業】

- ① 地域全体の活性化を目指すものや、まちづくりの推進に効果的な活動
- ② 地域産物を活用した、特産品の開発活動
- ③ 地域の環境、景観の改善や公共的な場所を改善する活動
- ④ その他市長が認めた活動

※ただし、他の補助金等の交付を受けるもの又は
賃金及び食料費等は、補助対象外とします

【補助限度額】 年間1団体につき、20万円（補助率10分の8以内）
※事業者が児童及び学生で
構成する団体の場合は補助率10分の10以内
（担当の教職員が当該団体の代表を務めるものに限り）



【申請期間】 随時受付。補助決定後、代表者に通知

【申請書】 地域支援課

③ 香南市 恋い・めぐりあい 応援事業費補助金

問い合わせ
地域支援課
Tel 57-8503

少子化の一因である晩婚化及び未婚化対策のため、婚活イベントなど
婚活につながる催しを開催することに対して補助金を交付します。



【補助対象者】 香南市内に住所を有する者、また香南市内の民間の非営利団体等
【補助対象事業】 参加者の3分の1以上が香南市、安芸市、香美市、南国市に在住又は
在勤する18歳以上の独身者を対象に実施する次に挙げる事業

- ① 男女の交際につながる出会いの場を提供する事業
- ② 交際力の向上および礼儀作法、またはマナーの体得を目的とした事業
- ③ 結婚を望む独身男女またはその親族等からの結婚についての相談について
対応を行う場を設ける事業（相談窓口型事業）

【補助限度額】 10万円 ※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

【補助率】 補助対象経費の10分の10以内

【申請期間】 随時受付。補助決定後、代表者に通知

あなたの
パートナー
を見つけよう！



4

香南市防犯灯 設置事業費補助金

自治会等が管理する防犯灯の新設・修繕に対して、
必要度の高いものから補助金を交付します。

【補助対象団体】自治会（町内会）・協議会
※ 個人は対象外

【補助対象事業・補助率・上限額】

補助対象経費	補助率	補助限度額
①灯具の新設に要する経費	10/10以内	電力柱 4万円 電信柱 4万5,000円 鋼管柱の新設工事を含む場合 8万円
②老朽化による灯具の取替えに要する経費	1/2以内	老朽化によりLED灯具からLED灯具に取り替える場合 2万円
	10/10以内	老朽化により蛍光灯からLED灯具に取り替える場合 3万5,000円
③災害被害による灯具の取替えに要する経費	10/10以内	災害により灯具を取り替える場合 3万5,000円
④老朽化した既設柱を鋼管柱に更新する際に要する経費	10/10以内	木柱から鋼管柱に更新する場合 4万円
	1/2以内	既設鋼管柱から新たな鋼管柱に更新する場合 2万円
⑤既設灯具の移設に要する経費	1/2以内	既設灯具（鋼管柱を含む。）を移設する場合 2万円
⑥その他市長が必要と認める経費	10/10以内	

※灯具はLEDのみ（ただし、諸事情によりLEDの設置が困難な場合はこの限りではありません）

※③で木柱への立て替えは対象外

※⑤については周辺環境に変化があった場合に限る

※補助額は1,000円未満切り捨て

※移設は状況を踏まえ、やむを得ない場合に限る

※撤去に対する補助金はありません

※内容を審査した結果、ご希望に添えない場合もあります

【維持管理】

設置後における電気料・消耗品代・修繕代（球の交換等）は、自治会（町内会）・協議会負担

【申請期間】新設・修繕→随時受け付けています。

※補助決定は選考後、代表者に通知

【申請書】各支所・地域支援課

問い合わせ

赤岡支所 Tel 55-3111

香我美支所 Tel 55-2111

夜須支所 Tel 55-3141

吉川支所 Tel 55-3121

地域支援課 Tel 57-8503



5 香南市集落公民館 建築事業費補助金

集落の振興を図るため、町内会（自治会）等が公民館を新築・増改築する場合や、天災により構造物が損害を被った場合、補助金を交付します。
ただし、用地費については補助対象外となります。

【補助対象団体】自治会（町内会）・協議会
※個人は対象外

【補助対象事業・補助率】

補助対象事業	補助率
新築・増改築	認定額 10 万円以上につき10 分の 7.5 以内 （認定額が 500 万円を超過の場合は、当該超過額は10 分の 6 以内）
内外部改造	認定額 10 万円以上につき10 分の 7.5 以内 （認定額が 500 万円を超過の場合は、当該超過額は10 分の 6 以内）
空調設備	認定額 10 万円以上につき10 分の 7.5 以内 （認定額が 500 万円を超過の場合は、当該超過額は10 分の 6 以内）
災害復旧	認定額 10 万円以上につき10 分の 7.5 以内 （認定額が 500 万円を超過の場合は、当該超過額は10 分の 6 以内）
シロアリ防除	認定額 10 万円以上につき10 分の 7.5 以内 （認定額が 500 万円を超過の場合は、当該超過額は10 分の 6 以内）

※天災により公民館の構造物が損害を被った場合において、市長が必要と認めるときは、補助率を10分の2以内で引き上げることができます

【維持管理】設置後の経費（維持管理）については町内会（自治会）等

【申請期間】随時受付。補助決定後、代表者に通知

【申 請 書】各支所・地域支援課

※活用例



問い合わせ

赤岡支所

Tel 55-3111

香我美支所

Tel 55-2111

夜須支所

Tel 55-3141

吉川支所

Tel 55-3121

地域支援課

Tel 57-8503

6

香南市地域敬老式補助金

問い合わせ
高齢者介護課
高齢者福祉係
Tel 57-8510

高齢者福祉の向上、地域コミュニティの推進に資することを目的として、
香南市内の行政区域別の地域が実施する敬老式に対して補助金を交付します。

【補助対象団体】地域の代表者（ただし、複数の地域が共同して実施する場合は共同実施を明らかにする書面を添付し、共同実施地域の代表者）

【補助対象事業】地域がその地域内の75歳以上の高齢者の敬老事業を単独及び共同で行う際の経費の一部を補助する

【補助額】地域の対象高齢者（75歳以上）1人当たり1,500円以内

【申請期間】当該年度の9月15日まで



⑦ 香南市空き店舗等対策 事業費補助金

問い合わせ
商工観光課
Tel 50-3013

市内で空き店舗等を活用して新規出店される方を対象に、店舗改装費の一部を補助します。

【補助対象者】

市内において空き店舗等を活用して新規に出店する方

※市町村税を滞納していないことや、当該空き店舗の所有者でないこと、香南市商工会に加入すること等、条件がありますのでお問い合わせください

【補助内容】

①補助対象経費

内外装整備費等 ※店舗構造の変更は補助対象外です

②補助率

補助対象経費の4分の1以内

③補助額

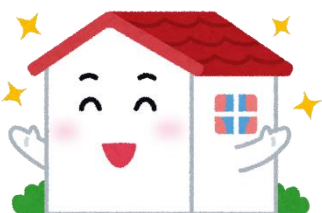
上限額 50万円

※その他、対象となる空き店舗や業種等、詳しくは商工観光課までお問い合わせください

要件を満たせば
併用できる
県補助金もあります。

⑧ 香南市空き家改修 事業費等補助金

問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536



香南市空き家バンクに登録された空き家を利用する場合の耐震化とリフォーム等に対する補助金です。

【空き家バンクの対象となる地域】

・香南市全域

【補助対象者】

- ① 市の空き家バンクに登録された空き家の所有者
- ② 市の空き家バンクの空き家を利用される移住者

【補助限度額】

・空き家の耐震化とリフォームする場合の費用を補助

補助対象経費の10/10以内 185万7,000円 ※耐震化を図ることが条件

・空き家の荷物整理や処分をする場合の費用を補助

補助対象経費の1/2以内 最大20万円



新築住宅取得支援事業費 補助金

問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536

人口減少地域（赤岡町・香我美町・夜須町・吉川町）へ定住される方を支援します。

【対象者】①②③の全てを満たす方

- ①香南市人口減少地域（赤岡町・香我美町・夜須町・吉川町）に新築住宅（建売住宅を含む）を取得する方
- ②対象住宅の取得後3カ月以内に当該住宅において居住を開始する方
- ③居住を開始した日から10年以上継続して取得する住宅に住所を有し、居住する意思がある方

【対象住宅】①②③④⑤の全てを満たす方

- ①自己の居住の用に供するために取得する住宅であること（別荘等の一時的利用は対象外）
- ②当該年度の4月1日以後に取得した新築住宅又は建売住宅（新築に限る）であること
- ③対象住宅の取得費用が500万円以上（税抜き）であること
- ④対象住宅の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること
- ⑤対象住宅が本市の他の補助制度の補助対象となっていないこと

【補助金額】

一戸につき一律 50万円



【申請方法】

申請様式は住宅政策課窓口もしくは、香南市ホームページからも取得できます。

新築住宅の建築工事請負契約の締結後から竣工までの期間、又は建売住宅の取得に係る売買契約の締結後に補助金交付申請書を提出してください。

対象要件等の詳細については、お問合せください。

※新築住宅は当該年度2月末までに工事の完了が見込めるものであること

地域経済の活性化及び市民の生活環境の向上を図るために、市内の事業者を使用して住宅のリフォーム工事を行った場合に、その工事費用（消費税抜き）の15%（最高限度額15万円）を補助します。

【対象者】①②③の全てを満たす方

- ①香南市に住民登録をしている方
- ②市税等を滞納していない方
- ③当該年度の2月末日までに工事が完了する方

※補助金の交付は同一住宅及び同一補助対象者について1回限りでしたが、既に平成27～令和6年度までに本補助金の交付を受けた方でも、上限15万円に達していない方は、2回目の交付が受けられます。ただし、2回の合計交付金額は上限15万円までです

【対象住宅】

自己及び一親等の親族が所有し、補助対象者が居住する香南市内の個人住宅又は併用住宅の個人住宅部分

【施工業者】

香南市内業者

【補助金額】

工事費（税抜き）	1回目の方の補助金額	2回目の方の補助金額
10万円未満	対象外	対象外
10万円以上100万円未満	工事費の15%	工事費の15%で2回の 合計金額が上限15万円
100万円以上	一律15万円	



【申請方法】

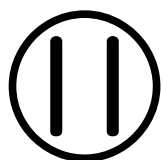
申請書は住宅政策課窓口もしくは、市ホームページから取得できます。

※対象要件等の詳細についてはお問い合わせください

【注意点】

※先着順ではありません。期間を定めて受付します。予算額を超えた場合は、受付期間終了後、後日公開抽選会で決定いたします。その場合1回目の方が優先されます

ただし、予算額に満たない場合は、受付期間を延長し、予算額に達した時点で受付を終了します。



香南市引越し支援事業 補助金

問い合わせ
地域支援課
Tel 57-8503

Uターンや二段階移住で香南市へ移住する方に
引越し費用の一部を補助します。



【補助対象者】 ※転勤や入学、通学の理由による方は対象外

- Uターン者（香南市に5年以上の居住歴があり、下記のいずれかに該当する方）
 - ①香南市内に住所を有する前に高知県外に1年以上居住していた方
 - ②高知県外に所在する大学又は専修学校に1年以上在学していた方
- 二段階移住者（高知県外 → 高知市＜一段階目＞ → 香南市＜二段階目＞）
高知市が発行するお試し移住者を証明するもの（すてっぷ移住パスポート）の交付を受けている方

※その他にも補助要件がありますので、詳しくは地域支援課までお問い合わせください

【補助金額】

- Uターン者 5万円（上限）
- 二段階移住者 3万円（上限）
- ・補助対象となる経費は、引越し事業者や運搬業者に依頼して行った県外からのUターンや二段階移住に係る荷物の運搬に要する経費（業者に支払った引越し費用）
- ・補助金額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額（1,000円未満切り捨て）

【申請期限】 ※1回限り

- ・補助金の交付の申請は、引越しの完了日（領収書の日付）又は香南市への転入日（住民票異動日）のいずれか遅い日から3カ月以内



引越



⑫ こうち出会いサポートシステム入会登録料補助金

問い合わせ
地域支援課
Tel 57-8503

市では、独身者の出会いの機会の充実や拡大を図る取り組みの一つとして、こうち出会いサポートセンターが運営するマッチングシステムへ登録する方に対して、令和7年から令和9年の3年間、入会登録料の補助を行います。



<対象者>

以下の全ての要件を満たす方が対象となります

■香南市に住民票のある、マッチングシステムへの会員登録者本人

■香南市税等の滞納がないこと

■こうち出会いサポートセンターの「高知で恋しよ!イベント」に掲載されている出会いイベントorマッチングに1回以上参加した人

※香南市恋い・めぐりあい応援事業費補助金を活用し、開催される出会いイベントを含む

■令和7年4月1日以後にマッチングシステムに初めて登録をした者又は、再登録した者

<対象経費>

高知県が実施する出会い結婚支援事業マッチングシステム「高知で恋しよ!!」へ登録する登録料

・入会登録料:10,000円/回(2年間有効)

<補助金額>

補助額:上限10,000円/人 ※実際に支払った登録料

<申請方法>

- ①「高知で恋しよ!!」へ登録する
- ②イベントorマッチングを1回以上参加する
※登録以前のイベントorマッチングは対象外
- ③地域支援課へ申請する



※申請する場合は、事前に地域支援課までお問い合わせください



新居への引っ越し費用や
住居の家賃、取得費用の一部を
補助します

13

結婚新生活応援事業費 補助金

問い合わせ
地域支援課
Tel 57-8503

市では、少子化対策や定住推進を図る取り組みの一つとして、
新婚世帯の新生活にかかる費用に対して支援を行います。



<対象者>

次の全てのことを満たす世帯が対象になります。

- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- 直近年の夫婦の所得(貸与型奨学金を返済している場合はその年の返済額を所得から控除可)の合計が500万円未満の世帯
- 令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯または令和6年度に交付決定を受けた世帯のうち補助上限額に達していない世帯
- 対象となる住居が香南市内にあり、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦いずれもが市税及び県税等の滞納がないこと
- 前年度に申請があり、受給実績が補助上限額に達していない世帯



<対象経費>

対象経費は新生活にかかる令和7年4月1日～令和8年3月31日までに要した次の経費が対象となります

※婚姻前に転居等する場合の経費も対象となります

- 住居取得にかかる住居費(新築・購入・建て替え)
- 賃貸借にかかる住居費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など。ただし、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その金額を差し引いた額)
- 婚姻に伴う引越し経費(引越業者又は運送業者に支払った費用)

<補助金額>

1 世帯当たり30万円を上限

ただし、親世帯と同居・近居(同一小学校区、申請世帯と親世帯との住宅間の直線距離がおおむね5km以内)している場合最大45万円を上限とする

<申請方法>

申請書に必要書類を添付し、令和7年4月1日～令和8年3月6日までに地域支援課又は各支所へ提出してください。

※申請書は市窓口での配布又はホームページからダウンロードできます
※必要書類: 夫婦の所得証明書、売買又は賃貸借の係る契約書の写し、引越に係る領収書など

<注意事項>

- ①直近年の所得証明書は、給与から市税が天引きされている方で5月中旬までに申請される方及び、納付書等により市税を支払われている方で6月中旬までに申請される方は、令和6年度(令和5年分)。申請時期がそれ以降になる方は、令和7年度(令和6年分)となります。
- ②対象とならないものは、領収書のないもの、住居費の地代、リフォーム代、増築費用、駐車場代、光熱水費、設備購入費、レンタカー等を借りて自ら引越した場合や友人等に手伝ってもらい引越をした場合の経費、引越費用のガソリン代などです。
- ③本年度の申請受付は令和8年3月6日(木)までです。また、予算の範囲内での支援となりますので、申請を予定されている方はお早めにご相談ください。

14 香南市不妊治療費 助成事業

問い合わせ
健康対策課
Tel 50-3011

一般不妊治療（人工授精）、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦に、治療に要した費用の一部を助成します。

- 【対象となる方】 ①から⑥の全ての要件を満たす方が対象となります
- ①法律上の婚姻をされている夫婦（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）
 - ②夫婦の両方が香南市に住民票がある方
 - ③夫及び妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること
 - ④医療機関において、医師より不妊症と診断された方
 - ⑤夫婦が市税の滞納等のないこと
 - ⑥他の自治体において同一の助成を受けていないこと



	一般不妊治療	特定不妊治療
対象となるもの	一般不妊治療（人工授精）	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）
対象者	上記①～⑥の全ての要件を満たす方	上記の①～⑥の全ての要件を満たす方、「高知県特定不妊治療支援事業」の対象者は、その助成を受けていることを前提とする
助成額	1年度（4月から翌年3月）あたり5万円を上限	治療に要した費用から、1回あたり10万円を上限

※詳細は、ホームページまたは健康対策課までお問い合わせください



高知県特定不妊 治療支援事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）については、高知県が費用の一部の助成を行っています。
詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ
中央東福祉保健所
Tel 0887-53-3172

15

香南市 アピアランスケア用品 購入費補助金

問い合わせ
健康対策課
Tel 50-3011

アピアランスケアとは

がんの治療による手術や脱毛によって外見が変化した方が、ウィッグや補整具で外見の変化を補うことで、精神的な負担を減らし、がん治療における療養生活の質の向上と、仕事や社会活動への参加の支援をすることです。

【補助対象者】

申請日に香南市に住所があり、過去にがんの治療を受けた方、又は現在治療中の方

【対象となるアピアランスケア用品】

- ・ウィッグ
- ・乳房補整具(右側)
- ・乳房補整具(左側)

※1人あたり各1回ずつ申請することができます

※本体価格に含まれない付属品やケア用品は、対象外です

※ウィッグについては医療用でなくても対象ですが、医療用帽子は対象外です

【補助額】

上限2万円もしくは購入された金額の低い額となります。

【申請期間】

令和6年4月1日以降に購入したアピアランスケア用品を
購入した日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ①香南市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金申請書兼請求書
 - ②アピアランスケア用品を購入したことを確認できる領収書
 - ③がん治療を受けていることがわかる書類の写し
 - ④市税の滞納がないことを証明する書類
- 例:「手術同意書」、「手術説明書」、「化学療法説明書」など

①につきましては、香南市役所ホームページよりダウンロードしていただくか、
香南市役所2階 健康対策課窓口にも置いてあります。



香南市では、骨髄ドナー登録者が安心して骨髄・末梢血管細胞の提供に臨めるように県と協力し補助金を交付しています。

【補助対象者】

補助を受けるには以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①香南市に住所がある方
- ②市税を滞納していない方
- ③ドナー特別休暇制度を導入している事業所に勤務していない方

【申請方法】

申請の際には以下の資料を準備していただき、香南市役所健康対策課窓口にご提出をお願いいたします。

- ①香南市骨髄移植促進事業費補助金交付申請書(下部に掲載しています)
- ②公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の原本
- ③市税の滞納がないことを証明する書類
- ④本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証の写し等)

【補助額】

補助金につきましては提供1回当たり、上限14万円(入院日数7日間を上限として、1日当たり2万円)の交付となります。

また、高知県の骨髄ドナー助成制度につきましては、高知県健康政策部のホームページに掲載されていますのでご覧になってみてください。



17

香南市古紙等 集団回収奨励金

ごみの減量化と資源の有効利用を目的として、ごみ問題に対する市民の意識高揚を図るため、再利用できる紙類及び布の集団回収を自主的に行う住民団体に対して奨励金を交付します。

【奨励対象団体】

- ①健康を守る会及び町内会（自治会）
- ②青年団、婦人会（女性会）及び高齢者クラブ
- ③保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校のPTA
- ④子供会及びスポーツ少年団
- ⑤その他市内の住民団体で市長が認めた団体

【奨励対象品目】

- ①新聞紙、書籍雑誌類、飲料用紙パック、段ボールで資源として再利用できるもの
- ②資源として再利用できる布

【奨励額】重量 1キログラム当たり4円

【申請方法】

- ①「香南市古紙等集団回収実施団体」への登録
- ②対象品目回収後、古紙再生業者又は古紙収集業者に引き渡し
- ③奨励金の交付申請（計量明細書を添付）



問い合わせ

環境対策課

Tel 57-8508

18

香南市生ごみ処理機 購入事業費補助金

ごみの減量化に対する意識を高め、生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します。

【補助対象者】香南市に住所があり、市税を滞納していない方

※設置後、適正に維持管理ができる方

【補助対象機器】処理能力が1.0kg/日以上、『電動式生ごみ処理機』

※新品（中古品は対象外）

【補助額】処理機本体の購入金額の2分の1以内 ※延長保証料は除く
（限度額：5万円、1,000円未満切り捨て）

【申請方法】

- ①交付申請年度中に生ごみ処理機を購入
- ②交付申請（領収書原本及び機器の保証書の写しを添付）
※振込先の分かるもの（通帳など）を持参



問い合わせ

環境対策課

Tel 57-8508



19

香南市ごみ集積所設置 整備事業補助金

家庭から排出される可燃ごみ及び資源ごみの円滑な収集を図るため、
ごみ集積所の設置及び修繕に要する経費に対して補助金を交付します。

【補助対象団体】営利を目的としない住民団体で次に掲げる団体とする。

- ①町内会等の組織
- ②その他市長が適当と認めた団体

【補助対象経費】可燃ごみ・資源ごみを収集することを目的としたごみ集積
ボックス等の新設・修繕（金網、床板、扉の取替等）など

【補助額】総事業費の2分の1以内（限度額：10万円、1,000円未満切り捨て）

【申請方法】①事前に設置場所、構造等について環境対策課と協議が必要

②交付申請時には見積書を添付

問い合わせ
環境対策課
Tel 57-8508



20

香南市住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

※②との併用不可

将来の世代に暮らしやすい社会を残していけるよう、地球温暖化防止を推進するため、
住宅用太陽光発電システムを設置される方に対して補助金を交付します。

【補助対象者】以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ①実績報告をする日に香南市に住民票のある方
- ②自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ）
又は市内に居住を予定し新築又は改築する住宅にシステムを設置する方
- ③電力事業者と電灯契約を締結していること
- ④市税（国保税を含む）を滞納していないこと
- ⑤補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結すること

【補助対象】以下の①～⑤の要件をすべて満たすもの

- ①太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。ただし、既設システムに対する更
新及び増設に要する費用は補助対象外
- ②太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。
又は、それに相当する認証を受けているもの
- ③性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- ④未使用品であるもの。ただし、中古品は補助対象外
- ⑤補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステムであるもの
- ⑥補助対象経費が1キロワットあたりの単価50万円以下のもの

【補助額】定額6万円（予算180万円）

【申請方法】

- ・申請書及び必要な書類をシステムに係る設置工事の着工前に環境対策課に提出
- ・申請様式は市ホームページからダウンロード又は、環境対策課で配布

問い合わせ
環境対策課
Tel 57-8508



21

香南市住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金

※②との併用不可

問い合わせ
環境対策課
Tel 57-8508

地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電設備、蓄電池設備及びV2H充放電設備（発電設備等）を設置される方に対して補助金を交付します。

【補助対象者】以下の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①実績報告をする日に香南市に住民票のある方
- ②自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ）又は市内に居住を予定し新築又は改築する住宅に発電設備等を設置する方
- ③電力事業者と電力受給契約を締結していること
- ④市税（国保税を含む）及び県税を滞納していないこと
- ⑤補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結すること
- ⑥高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金の間接補助事業者の要件を満たすこと



【補助対象設備】以下のア～ウ及び(1)から(3)の各設備ごとの要件をすべて満たすもの

- ア.新設する未使用品であるもの。ただし、中古品は補助対象外
- イ.補助金の交付の決定をした日以降に工事契約する設備であるもの
- ウ.その他設置に関して法令等に適合しているもの
- (1)発電設備 以下の①～④の要件をすべて満たすもの
- ①発電設備にあわせて蓄電池設備又はV2H充放電設備を整備するもの
 - ②太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの
 - ③太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。又は、それに相当する認証を受けているもの
 - ④性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- (2)蓄電池設備 以下の①～②の要件をすべて満たすもの
- ①発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの
 - ②JIS規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kwh以上であるもの
- (3) V2H充放電設備 以下の①～②の要件をすべて満たすもの
- ①発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの
 - ②一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備であること。

【補助額】

- (1)発電設備：4万円/kw（上限20万円）
- (2)蓄電池設備：4万円/kwh（上限40万円）
- (3) V2H充放電設備：上限30万円

【申請手続き】

- ▷募集期間は5/1～5/14（郵送分は5/13必着）
- ▷募集件数 16件（県補助金の交付決定額の範囲内）
- ※募集期間中に募集件数を超える場合は5/16に公開抽選を行い決定。募集件数に満たない場合、募集期間以降先着順。

【注意事項】

- ▷令和8年1月末までに工事及び支払いを完了し実績報告書を提出すること（太陽光発電設備導入にあたっては、原則、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結すること）

22

香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金

※②との併用不可

問い合わせ
環境対策課
Tel 57-8508

自然繁殖等により殺処分される不幸な猫をなくすと同時に、猫のトラブルを防ぐために、**市民が行う**猫の不妊・去勢手術費に対し、補助金を交付します。

【補助対象者】

- ・香南市に住所があり、市税を滞納していない方
- ・猫を飼っている、又は飼い主のいない猫を飼養管理している方

飼い主のいない猫は手術を受けたことがわかるように耳をV字にカットする必要があります。
※V字にカットしていない場合は「飼い猫」扱いとなります

【補助対象猫】以下の全てにあてはまる猫

- ・香南市に生息し、補助対象者が所有している、又は補助対象者が世話をしている猫
- ・当該年度に動物病院で不妊・去勢手術をした猫
- ※R6年度から補助金交付申請が「手術前」→「手術後30日以内の申請」に変更になりました
- ・営利を目的としていない猫

【補助金額】

- | | |
|-----------|---------------|
| ・飼い猫 | メス猫：上限 3,000円 |
| ・飼い主のいない猫 | メス猫：上限 5,000円 |
| | オス猫：上限 3,000円 |



NEW

23

香南市地域猫活動推進事業費補助金

※②との併用不可

問い合わせ
環境対策課
Tel 57-8508

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、公衆衛生の向上、動物愛護及び管理についての理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくことを目的として、**地域猫活動団体が行う**猫の不妊・去勢手術費に対し、補助金を交付します。

【補助対象団体】

- ・地域猫活動を行う地域猫活動団体
- ・地域猫活動団体の代表者が本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・地域猫活動団体が市税等を滞納していないこと。
- ・飼い主のいない猫を地域猫活動団体で飼養管理していること。
- ・高知県地域猫活動推進事業費補助金の地域猫活動団体の要件を満たすこと

【地域猫活動】

地域住民の理解の下、飼い主のいない猫に対し、給餌、給水、トイレの設置、清掃等を行う活動

【地域猫活動団体】

市内の町内会、自治会等の地域自治組織等、あるいは地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。

【補助対象猫】以下の全てにあてはまる猫

- ・香南市内に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫
- ・営利を目的としていない猫
- ※不妊・去勢**手術前に申請**が必要

【補助金額】

- | | |
|-----------|----------------|
| ・飼い主のいない猫 | メス猫：上限 12,000円 |
| | オス猫：上限 8,000円 |

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）と、し尿を併せて処理する浄化槽（10人槽以下）を設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象地域】

①下水道事業認可区域と農業集落排水事業整備区域以外の地域【国庫補助】

下水道事業認可区域であるが立地条件等から下水道への接続が困難な区域（排水不良区域）【市単独補助】

※排水不良区域の詳細については、上下水道課と協議してください

②下水道等事業認可区域で下水道の供用が開始されていない地域【市単独補助】

【対象となる建物】

専用住宅または店舗等併用 ※床面積の1/2以上が住居用建物である場合

【補助金交付時期】

①の地域の場合、浄化槽設置完了後に交付

②の地域の場合、浄化槽設置完了後に2分の1交付し、下水道接続完了時に残りの2分の1を交付

【補助額】

人槽別	①の地域	②の地域
5人槽	33万2,000円	22万円
6～7人槽	41万4,000円	27万6,000円
8～10人槽	54万8,000円	36万4,000円

【補助対象者】

①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け

浄化槽を設置する方

②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られる方

③浄化槽法に違反した行がない方

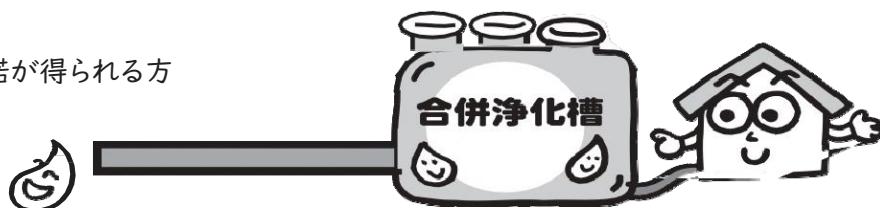
④主たる生計の場として居住する方

⑤県税、市税及び国民健康保険税を滞納していない方

⑥以前に浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けていない方

⑦市内で合併処理浄化槽を設置する戸建て住宅にお住まいの方が、同一市内へ転居により新築する

家屋に浄化槽を設置する等以外の場合。



【申請方法】

上下水道課で受け付けをしています。

ただし、浄化槽の設置は、保健所への届出が必要となりますので、浄化槽工事の施工業者とご相談のうえ、提出してください。

※浄化槽の工事は「浄化槽設備士」の資格を持っている業者に依頼してください

資格を持っている業者でなければ、浄化槽の工事ができませんのでご注意ください

※浄化槽設置工事は、申請した年度内（2月末まで）に完了する必要があります

25

香南市未来人材育成 奨学金返還助成事業

問い合わせ
商工観光課
Tel 50-3013

人材の確保と香南市への定着を図ることを目的に、満40歳未満で市内に住所を有し、現に居住している者で、事業所等を有する事業主に正規雇用され、又は起業する若年者が借り入れた奨学金の一部を助成します。

助成対象者	助成内容	助成期間
・申請書を提出する日の属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者 ・現に正規雇用として、就業している者、または起業し、及び事業（第一次産業含む）を継続する者等	・交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、返還した金額のうち上限額または返還額の合計額のいずれか低い方の額 （上限額） ・一般枠（市外就労者）：9万円 ・一般地域枠（市内就労者）：12万円 ※申請年度の前年度の3月31日時点での就労地において判断	・奨学金等の借入期間の2倍の期間とし、助成回数は8回を限度とする。

※その他、詳細は商工観光課までお問い合わせください



26

香南市産業振興計画 推進事業費補助金

問い合わせ
商工観光課
Tel 50-3013

香南市産業振興計画を効果的に実行するため、商品企画・開発や農林水産加工及び販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組及び観光資源を活かした交流人口の拡大の取組等を総合的に支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象者】

- ①商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第3セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう）、観光協会等又は特定非営利活動法人といった香南市内を中心として公の目的で活動している団体
- ②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び同法第5条各号に規定する中小企業
- ③共同体、協議会、グループ等の任意団体など



▲これまで、
良心市やのぼり旗、ハッピーなどに
活用されています。

【補助対象事業及び補助対象経費】

産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、香南市の産業の振興に資する事業

補助対象事業	補助対象経費
①市場調査等事業	①②③の事業に必要な経費
②商品・技術開発等事業	
③販路開拓・販売促進等事業	
④観光交流促進等事業	観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費
⑤施設・設備等整備事業	商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等及び体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費
⑥その他	・産業振興の担い手を育成するために必要な経費 ・外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な経費 ・事業等の立ち上げ段階等にある取組に必要な経費 ・現状を変えようとする次の（ア）から（ウ）までに掲げるいずれかの取り組みであって、地域の雇用創出、所得向上等、地域への経済波及効果が高いものとして認められる事業に係る経費 （ア）地域資源の付加価値化を高める取組 （イ）新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組 （ウ）新分野・新事業への進出に向けた取組
①～⑥に掲げる事業に要する経費のほか、市長が必要と認めた事業に要する経費	

【補助率及び補助限度額】

- ① ふるさと納税返礼品登録（予定）事業者 5分の4 上限50万円
- ② ①以外の事業者 4分の3 上限50万円

【申請方法】

商工観光課にお問い合わせください。

27 香南市みんなで備える 防災総合補助金

自主防災組織の整備・育成を図り、各組織が地域の防災力を高め、災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした活動に補助金を交付します。

【補助対象団体】 自主防災組織

【補助対象事業】 防災マップ作成や訓練の経費、資機材の購入費、防災についての学習会経費など

※R5年度より、保存食、保存水等の購入も可能になりました
(ただし、購入額は下記補助金限度額のうち10%以内とする)

【補助金限度額・再整備の条件】

組織加入世帯数別補助金限度額 (注) 防災対策課に確認を!	再整備以降の条件
50世帯未満 40万円 100世帯未満 50万円 200世帯未満 65万円 300世帯未満 80万円 300世帯以上 100万円	再整備以降については、この補助金により資機材の整備をした年度の翌年度から起算して3年以上の継続的な活動を行っている組織である場合に限りします。 例. 新規 活動 活動 活動 再整備 活動 活動 活動 再々整備 ... R1 → R2 → R3 → R4 → R5 → R6 → R7 → R8 → R9

問い合わせ
防災対策課
Tel 57-8501



拡充☆

28 香南市家具転倒防止 等対策事業費補助金

南海トラフ地震による家具の転倒による死傷や通電火災を防ぎ、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。

問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536

◎防止金具等購入費補助金

【補助対象者】 香南市内に住所を有する者(県税を滞納していない者) ※1世帯につき1回限り

【補助対象器具】 ・家具等転倒防止器具又は照明器具等の落下防止器具

- ・ガラスの飛散防止フィルム(規格あり)
- ・扉の開閉を防ぐ開閉防止器具
- ・一定の揺れを感知すると電気を遮断する感震ブレーカー など

【補助額】 上記対象器具の購入費及び取付費の10分の10以内(1000円未満切り捨て) 上限は2万円
※ただし、平成27年度から令和6年度までに購入費用の補助金を受けた方でも、令和7年度に限り、上限2万円までの差額について申請できます

29 コンクリートブロック塀 耐震対策事業

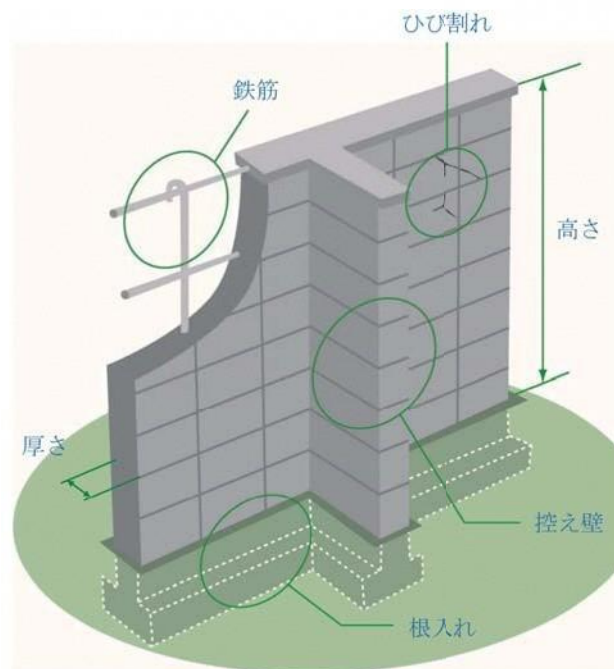
避難路等に面している危険性の高いコンクリートブロック塀等を撤去したり、安全なフェンスなどに造り替える経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象者】

ブロック塀等の所有者（市税及び県税を滞納していない者）

【補助額】

20万5,000円



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

30 老朽住宅等除却事業

倒壊等により避難路を閉塞する可能性、延焼により近隣住民に影響する場所にある著しく老朽化した住宅等（老朽度の判定基準があります）の除却に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象者】老朽住宅等の所有者又は相続人等

（市税及び県税を滞納していない者）

【補助金額】補助対象経費の80%（上限164万5,000円）



問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536

31 住宅耐震改修費補助事業

問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536

南海トラフ地震に対応するため、住宅の耐震改修工事を施工される方に費用の一部を補助します。

【補助対象者】

香南市内にある昭和56年5月以前に建築された住宅の所有者（市税及び県税を滞納していない者）

※ただし、販売を目的に所有するものは除く

【補助対象】（木造住宅の場合）

- ①香南市「住宅耐震診断事業」による耐震診断を受診し、総合評点数が1.0未満と診断された住宅
- ②「高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度」によって登録された「登録設計事務所・登録工務店」が耐震改修し施工する住宅

- ③耐震改修工事後の総合評点が1.0以上となる住宅

※非木造住宅の補助もあります

【補助額】

- ①設計1戸あたり30万5,000円を限度とする
- ②改修1戸あたり165万円を限度とする
（耐震改修にかかる工事費が165万円未満の場合はその額）
なお、木造住宅の耐震診断については、無料で受診できます。



32 危険廃屋解体撤去事業

問い合わせ
住宅政策課
Tel 57-7536

倒壊等により避難路を閉塞する可能性、延焼により近隣住民に影響する場所にある著しく老朽化した危険廃屋（老朽度の判定基準があります）の解体撤去に要する経費に対し、補助金を交付します。

「老朽住宅等除却事業」に該当しないものを対象とし、ひとつの敷地に1回限りで、「老朽住宅等除却事業」との併用はできません。

【補助対象者】危険廃屋の所有者又は相続人等
（市税を滞納していない者）

【補助金額】補助対象経費の80%（上限40万円）



33

香南市有害獣被害防止 事業費補助金

問い合わせ
農林水産課
農林係 Tel 50-3015

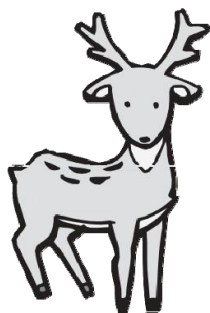
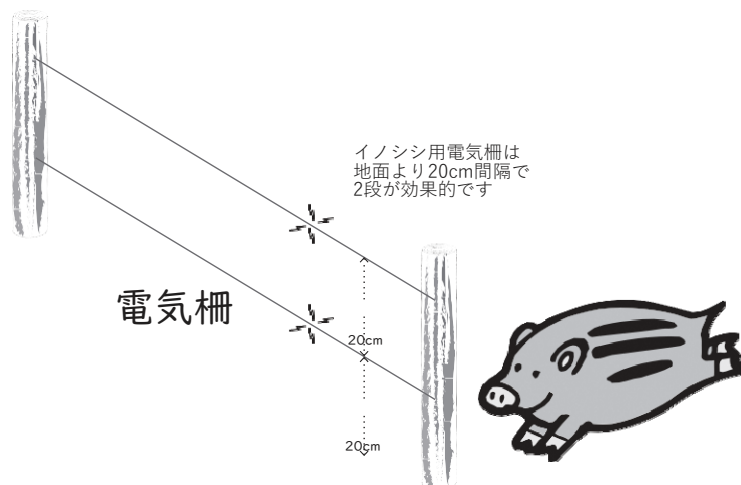
市内で生産される農林産物をイノシシやシカなどによる食害から防止するため、農林業者の皆さんが自ら設置する電気柵などの資材購入費用に対し補助金を交付します。

【補助対象者】市内で農林産物を生産する農林業者

【対象有害獣】イノシシ・シカ・タヌキ・ハクビシン等

【補助対象事業】有害獣による農林産物の被害を防止するための防護柵の資材購入費用に限る

【施設の種類・補助対象経費及び補助率・補助限度額】



施設の種類	補助対象経費及び補助率	補助限度額
金網柵	新規柵用資材の購入費の6分の5以内シカのみ	15万円
ワイヤーメッシュ柵	新規柵用資材の購入費の4分の3以内シカ以外	12万円
ネット柵		
電気柵	新規柵用資材の購入費の4分の3以内	12万円
トタン柵	新規柵用資材の購入費の2分の1以内	7万5,000円

拡充☆

34

香南市土地改良補助金

問い合わせ
農林水産課
Tel 50-3015

香南市の産業振興及び生活環境の改善を図るため、農業従事者及び関係者の行う 道路・水路の改良事業等に対し補助金を交付します。

【補助対象団体】施設管理使用団体及び関係者

【補助対象工事費】50万円まで

【補助対象事業・補助内容・補助率】

補助対象事業	補助内容	補助率
農道	施工後の全幅員が90cm以上になる路線の新設・改良・維持管理	75%以内（山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づいた中山間地域については、90%以内）
公衆用道路	広く交通の用に供される道路の維持管理	
水路	主として農業用の用排水に供される水路の新設・改良・維持管理	
農業用施設	主として農業用施設の新設・改良・維持管理に必要な工事費	

35 日本型直接支払制度

近年、中山間地域での高齢化や就農人口の減少などにより、農業や集落の維持を懸念する声があがっています。

個人では難しくても、地域の仲間と協力して農業を続けていくことで、自然環境を含め地域農業を守っていくことができます。こうした農業の担い手の負担の軽減と所得向上、地域の活性化に結びつけていくために「直接支払制度」があります。ぜひ活用してください。



3つの制度があります。



多面的機能支払制度(対象…市内全域)

地域の共同活動を支援します。

- 水路の泥上げ、農道の路面維持など…3,000円/10アール(田)
- 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動…2,400円/10アール(田)
- 水路や農道などの補修や更新…4,400円/10アール(田)

■ 交付金は…

地域での共同活動に全額を活用してください。



中山間地域等直接支払制度(対象…中山間地域など)

条件不利地での農業生産活動を継続する活動を支援します。

- 急傾斜地の田の場合…2万1,000円/10アール
- 急傾斜地の畑の場合…1万1,500円/10アール

■ 交付金は…

5割以上を個人に配分し、残りは地区の草刈りや水路を改修するなど、地域と農業者の実情に応じた幅広い用途に活用できます。



環境保全型農業直接支払制度(対象…市内全域)

化学肥料・化学合成農薬の使用を5割低減する取り組みとセットで行う下記の営農活動を支援します(全額個人配分し活用)。

- カバークロップ…6,000円/10アール
- 堆肥の施用…4,400円/10アール
- 有機農業…1万2,000円/10アール など



すべての制度において、

- ▶ 2人以上で活動組織をつくり、農業振興地域の農地で活動する必要があります。
- ▶ 金額は活動内容などによって変動します。
- ▶ 対象地域など詳細はお問い合わせください。

お住まいの地域に合った制度活用を提案させていただきますので、興味がある方はぜひ農林水産課へご相談ください。

日本型直接支払制度とは…

農業が持つ、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全などの維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対する支援制度で、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の3つの制度を併せて日本型直接支払制度と呼びます。

この日本型直接支払制度は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて行われる安定的な制度です。

36 香南市文化財保護補助金

香南市内の文化財を保護するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



【補助対象者】

市内に存する文化財の所有者、保持者、管理者、管理団体

【補助対象事業】

文化財保護法、高知県文化財保護条例、香南市文化財保護条例に規定する文化財の保存活用に必要な事業

【補助額】

予算の範囲内で補助対象事業費から国及び県補助金を控除した金額の2分の1以内

問い合わせ
香南市
文化財センター

教育委員会 生涯学習課
文化振興保護係

Tel 54-2296

37 香南市スポーツ振興 人材育成事業費補助金

問い合わせ
生涯学習課

スポーツ振興係

Tel 50-3022

●スポーツ指導者の育成強化

【背景】

本市では様々なスポーツが行われており、多くのスポーツ団体が活動されております。各団体には核となる指導者がおいでますが、指導者の高齢化や成り手不足等、指導者の確保が課題となっております。

そのため、本市では「香南市スポーツ振興人材育成事業」としてスポーツ指導者の資格取得を支援し、指導者の確保を目指します。

【補助対象事業】

本市のスポーツ振興に活用するために市長が必要と認める資格の新規取得にかかる試験、講習会又は研修会

【補助対象経費】

受験料、受講料、資料代、登録料その他市長が必要と認めた経費

【補助額】

10/10(上限1万円)

【申請期限】

補助対象事業の実施日の14日前までに申請いただくようお願いします。



自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の、約6割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。スポーツの時だけでなく、買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗る時もヘルメットを着用して、頭部を保護する必要があります。そこで、香南市では自転車乗車用ヘルメット購入費用に対し、補助金を交付します。

- 【補助対象】①自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的であるヘルメット
②以下の安全基準に関する認証等を受けていること
1. SGマーク 2. JCFマーク 3. CEマーク

【補助対象者】

- ・香南市に住民票があること
- ・高知県内の他の市町村その他団体から同種の補助金の交付を受けていないこと

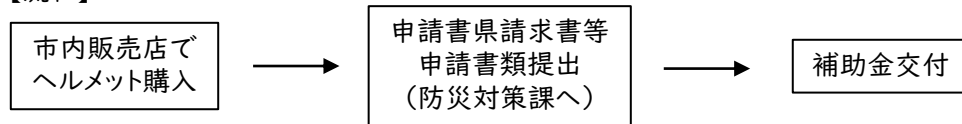
【必要書類】

- ・香南市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
- ・購入費の内容を記載した領収書の原本
- ・当該ヘルメットが安全基準に関する認証等を受けていることが分かる保証書等の書類

【補助金額】

補助対象経費(消費税込)の1/2(上限2,000円) ※1円未満切り捨て
(例)購入費:4,000円→補助金額:2,000円
購入費:3,999円→補助金額:1,999円

【流れ】



※補助金の交付は一人につき3年度間に1回とし、
1回につき1個です！
※補助金がなくなり次第受付を終了いたしますので、
購入前にお問い合わせください

香南市立の小学校の児童又は
香南市立中学校の生徒の方
高知県内の自転車通学を行う児童又は生徒で
高知県から助成を受けている方は
補助の対象外になる場合があります。

【加入促進方法の一例】

※町内会は1・4、市は3、一緒に2を行う

- 1 町内会で加入促進に取り組みたいなどの意向を確認し、市へ伝える
- 2 市も交えて町内会の現状を把握
(会費、加入金、役割などの調整・検討も含む)
- 3 市で加入促進用のチラシを作成
- 4 町内会による未加入者宅への戸別訪問で勧誘
(3のチラシを持参など)

市

と町内会で一体となつた加入促進を

市では、転入や転居時に該当地区の町内会をお知らせしていますが、加入への強制力がなく、町内会長から「町内会に入ってくれない」「会えない」「理解してくれそうにない」などの切実な声をよくお聞きします。

今後は、町内会長や住民を含め加入促進に取り組みたい意向があれれば、市も町内会と一緒に考えて考え

左資料「町内会へ入ろうー参加しようー」のようなチラシづくりなどで支援いたしますので、お気軽にご連絡ください。

もしものときの助け合い、「ゴミ出しルールの徹底、防犯灯の電気料の負担など、その地域に住んでいる方全員で担っていく社会づくりのため、これを機に地域で前向きに考えてみませんか。

一番

効果的な方法は
ご近所からの声援

この回覧がご家庭に届く多くの方は町内会に加入されていると思います。言い換えれば、町内会に入っていない方は、この誌面を目にすることは少ないと思います。

町内会への加入促進について、市も一緒に取り組みますが、一番効果

的な方法は、ご近所の方からのお誘いや声掛けです。

今後同じ地域に住む住民同士がお互いにつながりを保ち、住んで良かったと思える環境を維持するためにも、この誌面を読まれたあなたがご近所の方と一緒にしながら町内会の輪を広げ盛り上げていただきたいと願っています。

町内会に入ろう! - 参加しよう!

転入・転居された方へ
お

お互いの助け合いが基本です

香南市では隣近所とおつきあいの地域内でのコミュニケーションを日頃からとるためにも、新買入地の方もきめ、町内会への加入を勧めています。その理由の一つは、近い将来などの災害時での助け合いや地震などの問題解決、子どもたちや高齢者などの皆さんのご協力行事への参加や町内会費の負担など、重荷になることを減らすため、協力し合える環境をつくることです。利用できるのも町内会が、実際に今こそ、助け合いの精神を直していきましょう。

いつまでも安心して住み続けたい地域の為に、町内会へ加入していただくようお願いいたします。

参加しよう!

日頃から「お互いの顔が見える
関係づくり」がキーワード。
住んでいる地域だからこそ
人任せにしないであなたも関わって、
これこそが地域の底力です。

どんな活動をしていようか

行う活動や地域や町内会独自の活動があり、町内会によって様々です。

町内会にはいろいろな決め事があります。
みんなで協力し合って楽しい暮らしを。

- ① 町内会活動には様々な経費が必要するため、以下の費用を含む会費を徴集している場合があります。
- ・防犯灯電気料・修繕費
 - ・公民館維持管理費
 - ・地域内での祭りや懇親会など独自行事の費用
 - ・健康を守る会（町内清掃や健康推進）の会費
 - ・共同募金・日赤募金
 - ・公民館建設負担金など

- ② 町内会活動を円滑に行うため、町内会長をはじめとする役員を設け、以下の役割などを果たしています。
- ・市広報や回覧板の配布
 - ・町内会費等の集金
 - ・各種活動の準備（企画、参加案内、連絡ほか）
- ※大体の地区で、役員は地区内で協力し合って順番に担っています。
- 香南市では、複数の町内会を１つにまとめるまちづくり協議会を町内会と連携して実施しています。

まちづくり協議会を順次結成しており、住民主体で企画したイベントなどを行っています。
また、自主防災組織では防災資機材や備蓄品を保管し、訓練や研修なども行っています。
そういった案内なども町内会を通じて行っています。
まずは地域の町内会へ入ります。

加入するには!!
町内会
までご連絡ください。

長名

【お問い合わせ先】
所や町内会長の連絡先など
課 57-8503
ションの場所や出し方など
課 57-8508
の冊子もご覧ください。
の便利帳（「業務一覽」）
子（家庭用）」

【参考】

自治会等に関する業務担当課連絡先

内容	担当課	電話番号
ごみの収集日・ステーションに関しては？	環境対策課	☎57-8508
ごみの持ち込み場所が分からないときは？		
ごみの分別やリサイクルについては？		
犬・猫についての相談は？		
民生委員・児童委員については？	福祉事務所	☎57-8509
子どもへの虐待(疑い)を見聞きしたときなどは？		
生活困窮や生活保護についての相談は？		
防災対策全般(避難場所など)については？	防災対策課	☎57-8501
自主防災組織については？		
公民館活動については？	生涯学習課	☎50-3022
自治会活動については？	赤岡支所 香我美支所 夜須支所 吉川支所 地域支援課	☎55-3111 ☎55-2111 ☎55-3141 ☎55-3121 ☎57-8503
集会所の新設・改修については？		
防犯灯の新設・電気料の補助については？		
町内会長・町内会の人数の変更については？ (広報の配布部数変更を含む)		
市営住宅については？	住宅政策課	☎57-7536
土地開発については？		
公園・緑地・児童公園については？		
下水道施設の計画、建設については？	上下水道課	☎57-8512
下水道の維持管理、使用料については？		
浄化槽の補助については？		
水道管が破裂したときは？		
道路・水路の管理については？	建設課	☎50-3016
地籍調査に関することは？		
広報の内容や配布物については？	総務課	☎57-8500